

三重県環境審議会第3回大気部会 議事概要

令和4年10月27日(木)

14時から14時45分まで

1 開会

2 議題等

- (1) 三重県生活環境保全に関する条例で定める指定施設(ばい煙)の見直しの検討について

[事務局報告事項]

- ・令和4年8月30日から9月28日まで、パブリックコメント及び関係市への意見照会を行った結果、寄せられた意見はありませんでした。

[主な意見]

(委員)

- ・最終案どおりの見直しとした場合、影響を受けるボイラー数はどの程度か。
→(事務局) 条例の規制対象外となるボイラーは、希硫ガスを専焼するボイラーが約300基、燃焼能力30L/h未満のボイラーが約40基と見積もっています。
また、新たに県条例の規制対象となるボイラーは約90基と見積もっています。

(委員)

- ・見直しの影響を受ける事業者への周知は行っているか。
→(事務局) 大気汚染防止法施行令の改正によって、令和4年10月1日以降、規制対象外となるボイラーを設置する事業者に対して、事前に周知を行っています。
また、県条例に関する見直し作業の完了後、影響を受ける事業者へ改めて周知を行う予定です。

(委員)

- ・法の規制対象外となるボイラーを設置している事業者へ、どのような内容を周知しているか。
→(事務局) 法の対象外となった後もボイラーを適切に維持管理していただくようお願いするとともに、県条例の見直し中であることを周知しています。

(委員)

- ・三重県環境審議会への報告にあたって、燃焼能力の規模要件を設定した考え方について、丁寧な説明が必要と考える。
- (事務局) 審議会資料を作成する際、留意します。

(委員)

- ・燃焼能力 30L/h 以上のボイラーを規制対象とする案では、気体燃料以外でこれまで規制対象となっていたボイラーの 7～8 割が改めて規制対象となるものであるが、より多くのボイラーを規制すべきという意見もあるかもしれない。今回の国の改正の趣旨を踏まえると今回の見直し案が妥当と考えるが、事務局ではどのように考えているか。
- (事務局) 県の環境保全目標値が引き続き達成できるよう留意したうえで、事務局案を立案していますが、今回の案で改正する場合においても、県内の大気環境の常時監視結果を引き続き注視し、必要に応じて規制手法等を検討したいと考えています。

(2) その他

- 11 月下旬に開催を予定している三重環境審議会において、大気部会から、最終案の報告を予定。

3 閉会